

## 研究論文

# 地方税法改正とふるさと納税について ——返礼率はどのように決まるのか——

高橋 勇 介 (愛媛大学)

## 要約

本稿では、ふるさと納税の返礼率の決定要因について検証した。主な結論は以下のとおりである。2016年から2019年度のパネルデータによる推定では、正の有意傾向にあったものの、2019年度のクロスセクションデータによる推定では、財政力が弱い地方自治体が、ふるさと納税による寄附金の獲得で税収を拡大させる狙いや、他の自治体にふるさと納税が行われることで税額控除などによる税源の流出を防ぐといった意図で、返礼率を上げるといった現象は確認できなかった。また、実質債務比率が高いほど返礼率が高くなる傾向があったことも事実であるが、一次産業人口比率や財政力指数が高い自治体ほど、返礼率が高い傾向にあり、財政力指数が高い自治体ほど、返礼品にかかる費用が高くなる可能性がある。ふるさと納税自体が逼迫する地方財政の一助となるのであれば、新しい地方税の在り方として再評価できると考えられる。

キーワード：ふるさと納税、返礼品、ヤードスティック競争、地方財政

らさと納税は「税」ではなく「寄附」であるとし、後述の通り、返礼割合を3割以下とするなどの処置を施してきた。これまでのふるさと納税に対する研究に目を向けると、その多くがふるさと納税の実態や用途について調査を通じ明らかにしたもので、主に返礼品に着目し、どのような要因がふるさと納税を行うインセンティブとなっているのか、実証分析によって明らかしたものである。ただし、返礼品について、自治体の返礼率を決める諸要因について分析を行った研究は、筆者の知る限りでは多いとは言えない。返礼率の決定要因には、財政力が弱い地方自治体が、ふるさと納税による寄附金の獲得で税収を拡大させる狙いや、他の自治体にふるさと納税が行われることで税額控除などによる税源の流出を防ぐといった意図が考えられる。このような観点から見れば、ふるさと納税の返礼品競争は、自治体間の政策競争によって形成される可能性もあり、後述の通り、深澤（2019）や末松（2020）の研究がこの点を分析している。また、別所・宮本（2012）など、地方政府の政策決定における近隣地方政府との相互依存関係を租税競争や政策競争の文脈で分析した研究も多くある。

そもそも、ふるさと納税が地方財政にとっての一助となり、税収が地域の活性化や福祉などに用いられるのならば、寄附金型の税制として一定の意義があるが、過剰な返礼品競争の要因となるならば、地方税の原則との整合性など問題があるといえる。一方で、返礼率が、自地域の財政や経済、産業などの要因で決まっている可能性もあり、本稿では、返礼率の決定要因について、競争関係にあると

## 1. はじめに

2008年度より始まったふるさと納税制度は、地方財政における税収の拡大やその用途について、肯定的な見方がある一方、地方税の原則である応益原則などとの整合性や、過剰な返礼品競争が問題ともなってきた。なお、ふるさと納税の制度設計をした総務省は、ふ

考えられる自治体の返礼率や自地域の人口や産業、財政の状況に関する諸要因を考慮したうえで、地方税法の改正が行われた2019年度のクロスセクションデータを用いて分析する。また、頑健性の確認のため、2016年から2019年度のパネルデータによる分析も行うこととする。

本稿の構成は次のとおりである。次節では、ふるさと納税制度の概要とその先行研究について整理する。第3節では、返礼率の決定要因について考察し、先行研究と本稿の課題について整理する。その上で、第4節において具体的な実証分析を行い、終節で分析の結果から得られた知見をまとめる。

## 2. ふるさと納税の概要と先行研究

### 2.1 ふるさと納税の概要

ふるさと納税制度は、自分が選んだ地方自治体への寄附金に対する所得税・住民税の控除制度として、2008年度に新設された。具体的には、寄附額のうち2000円を越える部分について、一定の上限はあるが、所得税と

住民税から原則として全額が控除される。ふるさと納税の意義として、総務省は、①納税者が寄附先を選択でき、税に対する意識が高まること、②生まれ故郷やお世話になった地域、応援したい地域に力になれば、人を育て、自然を守り、地域の環境を育む支援になること、③自治体が国民に向け取り組みをアピールすることで、自治体間の競争が生まれ、納税先に選んでもらえるにふさわしい地域のあり方をあらためて考えるきっかけにつながることを挙げている。

図1は、ふるさと納税の受入額と受入件数を示したものである。ふるさと納税受入額は、制度発足当時の2008年度は約81億円(約5万件)であったが、2019年度では約4875億円(約2334万件)と急増している。2015年度には、寄附金控除の適用上限である「ふるさと納税枠」が2倍に引き上げられ、確定申告なしで寄附金控除が受けられる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が設けられている。さらに、2019年度の地方税法の改正により、返礼品の返礼割合を3割以下とする、返礼品を地場産品とすることが規定された<sup>1)</sup>。総務省の2020年度「ふるさと納税に関する

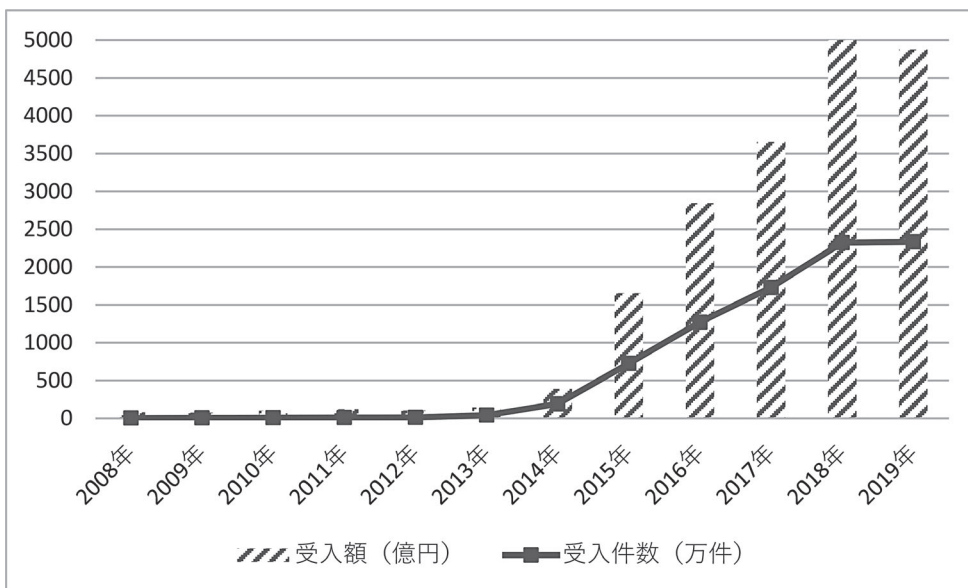


図1 ふるさと納税の受入額と受入件数

出所 総務省「ふるさと納税に関する現況調査結果」をもとに筆者作成

現況調査結果」によると、ふるさと納税を募集する際の用途を選択できる割合は全体の96%に上り、受入額実績・活用状況（事業内容等）の両方を公表している割合も74%となっている。ふるさと納税の募集に要した費用については、受入額に占める割合のうち、返礼品の調達に係る費用が28%と最も多くなっている。

## 2.2 ふるさと納税制度をめぐる先行研究

ふるさと納税をめぐることは、多様な観点から分析が行われているが、まず、租税論の理論から先行研究を整理したい。まず、小池（2007）は、財政民主主義が揺らぐこと、歳入の見通しが不透明となること、多大な徴税コストがかかることといった問題を指摘している<sup>2)</sup>。さらに、水田（2017）は、租税論との関係で応益原則や負担分担原則といった地方税の原則に抵触することに加え、寄附を求めている返礼品競争を激化させること、返礼品の価値額が2000円を上回る場合は実質的な受益となるが、こうした負担を伴わない「寄附」は寄附の理念に反すること、地方自治体への寄附とその他の団体への寄附との間で不平等性が発生することなどの問題点を指摘している<sup>3)</sup>。

他方、独自の調査によって、ふるさと納税の実態を分析した研究も多い。例えば、橋本・鈴木（2016）は、北海道、神奈川県、愛知県、大阪府、福岡県下の市町村のふるさと納税の現状を調査し、財政力指数と寄附金額の間には、ほとんど相関関係がないことを指摘している。そのうえで、財政力の弱い、ふるさと納税による応援をより必要としていると考えられる自治体の多くが、寄附金を集められていないことを示唆している。さらに、返礼品競争の問題については、制度の問題点として特例控除を挙げ、当該特例控除を段階的に廃止することで、高額な寄附には一定割合の自己負担を伴うようになり、高額所得者の有利さを軽減することにつながると指摘している。また、安田・小山（2016）は、都城市や焼津市など、ふるさと納税の用途が、子育て支援や環境対策、まちづくりなど地域経済活

性化に貢献している例を挙げ、地方創生の政策手段として一定の意義を見出している。橋本・鈴木（2017）は、主として北海道下の市町村データを用いて、返礼品送付の現状、ふるさと納税制度が市町村財政に及ぼす影響を分析しており、過疎地域を多く抱える北海道下の市町村でも、2015年度を対象に分析してみると、赤字となる市町村が続出していることを指摘している。特に、返礼割合のガイドラインを決めることで、自治体間返礼品競争の過熱が抑制できれば、自治体が公益活動に使える手取りも増えることになっている。さらに、橋本・鈴木（2018）は、ふるさと納税における返礼品規制に対する自治体の対応を調べるために、アンケート調査、北海道庁、札幌市での調査を実施、その結果、返礼品規制に対する各自治体の対応にはかなりの差が見られ、返礼割合が高いにもかかわらず、規制には従わないという自治体が一部に存在することを明らかにしている。

ふるさと納税のインセンティブに関する研究はどうであろうか。例えば、西村・石村・赤井（2017）やYamamura et al.（2017）では、地方自治体ベースのデータを用いて、ふるさと納税には利他的動機とともに利己的動機があることが指摘されている。なお、これら地方自治体のデータでは、利他的動機の変数として財政状況・経済状況・産業構造等が、また利己的動機の変数として返礼品という特典に関する変数が用いられている。さらに、高橋・要藤・小嶋（2019）では、独自のアンケート調査をもとに、信頼や互酬性といった規範的意識の要因やそれ以外の要因（例えば経済的要因）がふるさと納税に与える影響を、一般的な寄附と比較している。その結果、ふるさと納税においては、一般的寄附と同様に互酬性の意識が影響を与えていること、一方で一般的寄附と比べて世帯年収など経済的要因も影響を与えていることを指摘している。

これらの研究からは、ふるさと納税に対する肯定的な見方がある一方、過剰な返礼品競争の問題も指摘されてきた。一方で、返礼品のみならず、利他的な動機からふるさと納税を行う事例も多いと考えられ、返礼品割合の

規制や用途の明示などの対策が重要と考えられる。

### 3. 返礼率の決定要因に関する先行研究と本稿の課題

自治体間の政策競争の観点からふるさと納税を分析した研究として、深澤(2019)は、2018年度「ふるさと納税に関する現況調査結果」を用いて、自地域の返礼割合と競争相手地域の返礼割合との関係を分析し、ふるさと納税の返礼品競争は、租税外部効果の一類型として租税競争(課税ベースの域内への呼び込みを狙った税率引き下げ競争)と実質的に等しい現象であると示唆している。さらに、末松(2020)は、2015年から2017年度の「ふるさと納税に関する現況調査結果」を用いて、ふるさと納税の返礼率の決定要因について実証分析を行っており、その結果、競争相手の自治体の返礼率が高い自治体や、税控除を通じた住民税収の流出が大きい自治体ほど、返礼率が高くなる傾向があり、財政力・経済的に脆弱な自治体ほど、返礼率を高めてふるさと納税を集める傾向が強いことなどを指摘している。すなわち、ふるさと納税における返礼品競争は、租税競争の性質を有しており、返礼率競争は、自治体間の格差を拡大させると示唆している。

なお、自治体間の政策競争についても多くの研究が行われてきた。特に、別所・宮本(2012)では、妊産婦定期健康診査を取り上げ、助成額が都道府県内の市町村と正の相関をもつことを統計的に示しており、同一都道府県内の市町村におけるヤードスティック競争や横並び行動の結果であることを示唆している。さらに、地方政府の政策決定における近隣地方政府との相互依存関係は、西川・林(2006)によっても分析されており、地方政府間の相互依存関係という文脈におけるヤードスティック競争は、地域住民が他の地方政府のパフォーマンスを参照しながら、自己地域の政府のパフォーマンスを評価し、選挙などの手段によって、自己の政府の政策に影響を与える

ことを意味するとしている<sup>4)</sup>。

ふるさと納税に関する研究を整理すると、租税論の観点をはじめ、調査やアンケートによって、制度の実態を解明しようとしてきたものが多い。ただし、後者の研究では、特定の地方自治体を対象としたものが多く、返礼品について考慮した研究でも、ふるさと納税を利用する側のインセンティブについて検証したものが多くいえる。なお、返礼品競争について、その要因を分析した深澤(2019)においても、自地域の返礼割合を説明するための説明変数として、競争相手地域の返礼割合のみを採用している。一方で、末松(2020)は、深澤(2019)とは異なり、パネルデータによる分析に加え、個々の自治体の経済的、社会的な指標を説明変数に加えており、操作変数法により、自地域と競争相手の地域の返礼率の内生性の問題についても検討している。

上記の先行研究の結果を踏まえたうえで、本稿では、自治体間の返礼品競争が起こっているのか、それともほかの要因が影響しているのか確認することとする。

競争相手の自治体については、財政力指数もしくは人口が類似した自治体を競争相手とするケースを想定するが、そのうえで、同一都道府県内の自治体、地理的に関係がない全国単位での自治体の二つに分けた推定を行う。近隣の自治体間か、もしくは、地理的に関係がない自治体間かどちらの場合に政策的な競争が行われているかについても着目する。

返礼率の決定要因について全国規模で検証した研究が少ない中で、政策競争という観点を交えてふるさと納税について分析していくことは、租税論や公共政策論にとっても重要な課題であると考えられる。

## 4. 実証分析

### 4.1 データとモデル

2019年度のクロスセクションデータによる分析では、総務省による2020年度の「ふ

るさと納税に関する現況調査結果」, 2019年度の「地方公共団体の主要財政指標一覧」および「市町村別決算状況調」, 2015年度の「国勢調査」のデータを使用する。被説明変数は自地域の返礼品率, 競争相手の自治体の返礼品率(返礼品等の調達に係る費用/ふるさと納税の受け入れ額)を説明変数に導入している。なお, 「ふるさと納税に関する現況調査結果」は前年度のふるさと納税の受け入れ額などを示しているため, 2019年度のデータとなる。末松(2020)では, 税控除を通じた住民税収の流出について考慮しており, ふるさと納税による税額控除額を地方税収(「市町村別決算状況調」を使用)で割ったものを流出割合として説明変数に加えている<sup>5)</sup>。そして, 人口, 65歳以上人口比率, 一次産業人口割合(「国勢調査」を使用), 財政力指数とその二乗項, 経常収支比率, 実質公債費比率(「地方公共団体の主要財政指標一覧」を使用)を説明変数として加えている。また, ラスパイレス指数を説明変数に加えた推定も別途行った。ラスパイレス指数は, 財政力指数などほかの説明変数と相関性がある可能性も留意する必要があるが, 地方自治体の財政状況を知る上でも重要な指標であり, ふるさと納税の返礼品率に影響があるか確認することとする。

被説明変数である自地域の返礼品率と, 説明変数である競争相手の自治体の返礼品率が双

方向に影響する内生性の問題を解消するため, 競争相手の自治体の財政力指数, 人口, 一次産業比率を操作変数として導入している。これらの変数は, 内生変数である競争相手の自治体の返礼品率には影響をあたえるものの, 被説明変数には影響を受けないと考えられる。操作変数の妥当性については, 過剰識別制約検定および, 第一段階でのF統計量によって確認した。推定式は以下の通りである。

$$Y_{it} = a + \sum bX_{it} + u_{it}$$

$Y_{it}$ は自地域の返礼品率,  $a$ は定数項,  $X_{it}$ は説明変数,  $b$ は説明変数に係る推計されるべき係数,  $u_{it}$ は誤差項を示している。推定にあたっては, 財政力指数, 人口に近い自治体を競争相手の自治体とし, それぞれ推定する。そのうえで, 競争相手が同一都道府県どうしのケース, 競争相手が地理的に関係ない, すなわち必ずしも同一都道府県どうしではないケースを考える。ヤードスティック競争は, 市町村が同一都道府県内の市町村の行動を参照した横並び行動の結果であるので, 前者のケースに相当するが, ふるさと納税の返礼品率の決定要因ではどのような違いがあるのか着目したい。

ふるさと納税の返礼品率がヤードスティック競争のもと決定されるという仮説の下では,

表1 基本統計量

	2019年度		2016年度～2019年度		出典
	平均	標準偏差	平均	標準偏差	
競争自治体の返礼品率	0.410	0.151	0.418	0.239	ふるさと納税に関する現況調査(2017年度～2020年度) 上述調査・市町村別決算状況調より計算
流出割合	1.518	2.184	1.008	1.609	
人口	0.073	0.188			国勢調査(2015年度)
65歳以上の人口割合	0.319	0.073			国勢調査(2015年度)
一次産業人口割合	0.110	0.103			国勢調査(2015年度)
財政力指数	0.512	0.288	0.508	0.288	地方公共団体の主要財政指標一覧
財政力指数(二乗項)	0.345	0.385	0.527	0.290	地方公共団体の主要財政指標一覧
経常収支比率	0.908	0.068	0.899	0.066	地方公共団体の主要財政指標一覧
実質債務比率	0.073	0.044	0.074	0.045	地方公共団体の主要財政指標一覧
ラスパイレス指数	97.136	2.929			地方公共団体の主要財政指標一覧
N		1735		6962	

競争相手が同一都道府県どうしのケースにおいて、競争相手の自治体の返礼率がふるさと納税の返礼率に影響を与えることとなる。そうでないならば、地理的に影響を受けず、全国単位で影響を受けることとなる。

一方で、2019年度の地方税法の改正や過剰な返礼品競争が問題視されてきた近年の状況から、競争相手の自治体の返礼率がふるさと納税の返礼率に影響を与えていないという仮説も立てられる。例えば、自地域の財政力指数が高い場合、返礼品にかかる費用が高くなる。逆に、実質債務比率が高い、ラスパイレス指数が低いなど、財政状況が悪いとふるさと納税の受け入れ額を増やすために、返礼率が高くなる可能性も考えられる。また、一次産業人口の割合が高い、人口が少なく、高齢化比率が高い自治体ほど返礼率が高くなる可能性も考えられる。

#### 4.2 推定結果

表2は、ふるさと納税の返礼率の決定要因について、競争相手が同一都道府県どうしのケースおよび、競争相手が地理的に関係ない、すなわち必ずしも同一都道府県どうしではないケースの推定結果であり、人口、財政力指数が類似した自治体を競争相手とするケースについて分類している。前者のケースでは、競争相手の自治体の返礼率がいずれも有意となっておらず、後者のケースでも、人口が類似した自治体を競争相手としたケースのみ、有意に負となっている。すなわち、ヤードスティック競争の結果、競争相手にある自治体の返礼率が自地域の返礼率に正の影響を与えているわけではないといえる<sup>6)</sup>。自地域の人口や産業、財政の状況に着目すると、流出割合と人口がいずれも有意に負、一次産業人口割合と財政力指数、実質債務比率が有意に正となっている。65歳以上の人口割合については、後者のケースにおいて、財政力指数が類似した自治体を競争相手としたケースで、有意に負、一部で負の有意傾向にある。

表3は、ラスパイレス指数を説明変数に含んだ推定結果である。係数は小さいものの、ラスパイレス指数が有意に正となっており、

65歳以上の人口割合が有意に負、財政力指数が有意でなくなった点で変化が生じている。

頑健性の確認のため、2016年から2019年度のパネルデータを用いて固定効果IVによる推定も行った。その結果が表4である。競争相手が同一都道府県どうしのケースでは、人口、財政力指数が類似した自治体を競争相手とするケース双方で、競争相手にある自治体の返礼率は正の有意傾向にあった。有意性があまり見られなかった背景には、2017年度に総務省が返礼率を3割以下にするよう地方自治体に通告したことも影響していると考えられる。流出割合についてはいずれの推定でも有意に正の影響が見られた。

#### 4.3 考察されること

ふるさと納税の返礼率がヤードスティック競争のもと決定されるという仮説とは異なり、本稿の推定では、競争相手の自治体の返礼率がふるさと納税の返礼率に影響を与えておらず、流出割合にも正の影響が見られなかった。2016年から2019年度のパネルデータによる推定では、正の有意傾向にあったものの、2019年度のクロスセクションデータによる推定では、財政力が弱い地方自治体が、ふるさと納税による寄附金の獲得で税収を拡大させる狙いや、他の自治体にふるさと納税が行われることで税額控除などによる税源の流出を防ぐといった意図で、返礼率を上げるといった現象は確認できなかった。もちろん、実質債務比率が高いほど返礼率が高くなる傾向があったことも事実であるが、一次産業人口比率や財政力指数が高い自治体ほど、返礼率が高い傾向にあり、財政力指数が高い自治体ほど、返礼品にかかる費用が高くなる可能性がある。2019年度のクロスセクションデータによる推定では、有意傾向が多いものの、財政力指数の二乗項が負となっていたことから、ある程度財政力の高い自治体になると、ふるさと納税を集めるインセンティブが小さくなり、返礼率の拡大も抑制されると考えられる。一方で、65歳以上の人口割合が正の影響を与えていない、ラスパイレス指数が高

表2 操作変数法による推定結果①

	①	②	③	④
	人口が類似 (同一都道府県内)	財政力指数が類似 (同一都道府県内)	人口が類似 (全国単位)	財政力指数が類似 (全国単位)
競争自治体の返礼品率	0.061 (0.114)	0.164 (0.113)	-0.572 (0.276) **	-0.115 (0.086)
流出割合	-0.012 (0.004) ***	-0.011 (0.004) ***	-0.013 (0.004) ***	-0.014 (0.004) ***
人口	-0.125 (0.020) ***	-0.132 (0.019) ***	-0.234 (0.061) ***	-0.128 (0.019) ***
65歳以上の人口割合	-0.145 (0.087) *	-0.132 (0.087)	-0.166 (0.098) *	-0.184 (0.087) **
一次産業人口割合	0.208 (0.052) ***	0.186 (0.052) ***	0.211 (0.054) ***	0.232 (0.053) ***
財政力指数	0.149 (0.062) **	0.144 (0.061) **	0.193 (0.078) **	0.155 (0.065) **
財政力指数 (二乗項)	-0.066 (0.038) *	-0.062 (0.038) *	-0.094 (0.047) **	-0.075 (0.040) *
経常収支比率	0.110 (0.068)	0.089 (0.071) *	0.029 (0.085)	0.126 (0.069) *
実質債務比率	0.279 (0.128) **	0.256 (0.126) **	0.425 (0.169) **	0.297 (0.128) **
定数項	0.263 (0.092) ***	0.240 (0.086) ***	0.587 (0.165) ***	0.331 (0.085) ***
決定係数	0.142	0.124	0.167	0.145
N	1735	1735	1735	1735

(注) 左段はオッズ比, 右段括弧内はロバスト標準誤差. \*\*\*, \*\*, \* は, それぞれ1%, 5%, 10%の有意水準で有意であることを示す.

表3 操作変数法による推定結果②

	①	②	③	④
	人口が類似 (同一都道府県内)	財政力指数が類似 (同一都道府県内)	人口が類似 (全国単位)	財政力指数が類似 (全国単位)
競争自治体の返礼品率	0.075 (0.110)	0.157 (0.113)	-0.538 (0.274) *	-0.133 (0.086)
流出割合	-0.013 (0.004) ***	-0.012 (0.004) ***	-0.014 (0.004) ***	-0.015 (0.004) ***
人口	-0.131 (0.021) ***	-0.139 (0.019) ***	-0.236 (0.062) ***	-0.136 (0.020) ***
65歳以上の人口割合	-0.158 (0.084) *	-0.147 (0.084) *	-0.183 (0.093) *	-0.207 (0.084) **
一次産業人口割合	0.192 (0.050) ***	0.173 (0.050) ***	0.195 (0.052) ***	0.217 (0.051) ***
財政力指数	0.101 (0.058) *	0.100 (0.057) *	0.138 (0.073) *	0.099 (0.061)
財政力指数 (二乗項)	-0.047 (0.036)	-0.045 (0.035)	-0.072 (0.044)	-0.053 (0.037)
経常収支比率	0.083 (0.068)	0.064 (0.069)	0.004 (0.085)	0.096 (0.069)
実質債務比率	0.303 (0.123) **	0.283 (0.123) **	0.447 (0.165) ***	0.330 (0.123) ***
ラスパイレス指数	0.005 (0.002) ***	0.005 (0.002) ***	0.005 (0.002) ***	0.006 (0.002) ***
定数項	-0.155 (0.168)	-0.154 (0.172)	0.102 (0.231)	-0.165 (0.169)
決定係数	0.126	0.141	0.164	0.145
N	1735	1735	1735	1735

(注) 表2に同じ.

いことが正の影響を与えていることは, 高齢化が進み, 財政状況が悪い自治体ほど必ずしも返礼率を引き上げているわけではないと解釈できる. なお, ラスパイレス指数低下し, 財政赤字が目立った島根県隠岐郡海士町で

は, ふるさと納税の財源により, 多様な人々の参加による持続可能なふるさとづくりを目指しており, 宮崎県は2018年度において, ラスパイレス指数が減少傾向にある一方で, 職員数増加の要因の一つとして, ふるさと納

表4 固定効果IVによる推定結果

	①	②	③	④
	人口が類似 (同一都道府県内)	財政力指数が類似 (同一都道府県内)	人口が類似 (全国単位)	財政力指数が類似 (全国単位)
競争自治体の返礼品率	0.023 (0.014) *	0.017 (0.010) *	0.006 (0.024)	0.010 (0.008)
流出割合	0.008 (0.004) **	0.008 (0.004) **	0.008 (0.004) **	0.008 (0.004) **
財政力指数	0.012 (0.217)	0.011 (0.218)	-0.019 (0.236)	-0.017 (0.236)
財政力指数（二乗項）	-0.030 (0.116)	-0.031 (0.117)	-0.021 (0.120)	-0.021 (0.120)
経常収支比率	-0.001 (0.115)	-0.001 (0.115)	-0.029 (0.126)	-0.033 (0.128)
実質債務比率	-0.201 (0.391)	-0.195 (0.392)	-0.194 (0.399)	-0.191 (0.397)
2019年	0.010 (0.008)	0.011 (0.008)	0.012 (0.009)	0.012 (0.009)
2018年	0.042 (0.010) ***	0.042 (0.010) ***	0.043 (0.010) ***	0.043 (0.010) ***
2017年	0.042 (0.006) ***	0.042 (0.006) ***	0.043 (0.006) ***	0.043 (0.006) ***
定数項	0.397 (0.107) ***	0.399 (0.107) ***	0.441 (0.136) ***	0.441 (0.139) ***
決定係数	0.022	0.026	0.022	0.021
N	6962	6962	6962	6962

(注) 表2に同じ。

税関連業務の増加を挙げている[宮崎県総務部市町村課2018]。すなわち、このような地方自治体ほど、ふるさと納税による税収を求めており、返礼品目当てではない利他的な納税要因も関係している可能性がある。

## 5 まとめ

ふるさと納税については、地方税の原則との整合性や過激な返礼品競争といった問題点と、地方税制における積極的な意義について、様々な検証がなされてきた。その中でも、地方自治体の返礼率の決定要因を探った研究は少なく、本稿では、ヤードスティック競争の結果、返礼品競争が行われているのか、地方自治体内部の人口や産業、財政の状況によって返礼率が左右されているのか検証した。本稿の結論に照らし合わせると、2016年から2019年度のパネルデータによる推定では、正の有意傾向にあったものの、2019年度のクロスセクションデータからは、財政力が弱い地方自治体が、ふるさと納税による寄附金の獲得で税収を拡大させる狙いや、他の自治体にふるさと納税が行われることで税額控除などによる税源の流出を防ぐといった意図

で、返礼率を上げるといった現象は確認できなかった。また、高齢化が進み、財政状況が悪い自治体ほど必ずしも返礼率を引き上げているわけではないと考えられ、ヤードスティック競争を前提とした先行研究の結果とは異なるものとなった。地方税法改正などにより、返礼品競争が抑制された可能性もあるが、一方で、返礼品目当てではない利他的な動機からふるさと納税を利用しているケースも多い可能性があり、ふるさと納税自体が逼迫する地方財政の一助となるのであれば、新しい地方税の在り方として再評価できると考えられる。

### (注)

- 1) 総務省ホームページ「ふるさと納税ポータルサイト」([http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_zeisei/czaisei/czaisei\\_seido/080430\\_2\\_kojin.html](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/080430_2_kojin.html)) 2023年1月6日アクセス。
- 2) 財政民主主義とは、税負担とその用途は、議会を通じて社会全体の共通意思として決める原則。
- 3) 応益原則とは、地方公共サービスからの受益に応じた負担をするべきという原則。負担分担原則とは、行政サービスの受益者である住



- 民が全員でそのサービスを分担するべきという原則。
- 4) なお、伊藤（2002）は条例の制定等の波及を、中澤（2007）はホームヘルプサービスの供給水準に相互参照行動が見られることを確認しており、田中（2009）は子育て支援策について財政競争の存在を指摘している。さらに、Bessho and Terai（2010）は工業団地の建設の相互連関を検証している。
- 5) 末松（2020）では、ふるさと納税において、税控除を通じた住民税収の流出が大きい自治体ほど返礼率が高くなる「リソースフローモデル」傾向があることを指摘している。なお、時点の問題として流出割合を、ふるさと納税の受け入れ年度と同年度かもしくは前年度かどちらの割合を考慮すべきか問題としており、2種類の推定を行っているが、本稿では、前年度のふるさと納税受入額に対する税額控除と地方税収を使用している。
- 6) 一方で、政策立案プロセスの関連性が予想される「類似団体」の枠組みでの分析や類似の特産物または返礼品をもつ自治体を競争相手として分析することも必要と考えられるが、これらの点については今後の研究課題とした。
- 7) 隠岐郡海士町オフィシャルサイト「ふるさと納税について」(<http://www.town.ama-shimane.jp/topics/3000-1/post-4.html>) 2023年1月6日アクセス。
- 財政競争—都道府県別クロスセクションデータをを用いた実証分析—『公共選択の研究』52, pp25-36.
- 中澤克佳（2007）「市町村高齢者福祉政策における相互参照行動の検証—ホームヘルプサービス供給水準の事例研究」『日本経済研究』57, pp53-70.
- 西川雅史・林正義（2006）「政府間財政関係の実証分析」『フィナンシャル・レビュー』82, pp197-222.
- 西村慶友・石村知子・赤井伸郎（2017）「ふるさと納税（寄附）のインセンティブに関する分析—個別自治体の寄付受入データによる実証分析」『日本地方財政学会研究叢書』24, pp150-178.
- 橋本恭之・鈴木善充（2016）「ふるさと納税の現状と課題」『会計検査研究』54, pp.13-38.
- 橋本恭之・鈴木善充（2017）「ふるさと納税に関する研究—北海道下市町村データによる分析—」『生駒経済論叢』15（2）, pp 21-31.
- 橋本恭之・鈴木善充（2018）「ふるさと納税返礼品規制についての検討：北海道下自治体を中心に」67（4）, pp 831-843.
- 深澤映司（2019）「ふるさと納税を背景とした諸現象の本質」『レファレンス』818, pp53-79.
- 別所俊一郎・宮本由紀（2012）「妊婦健診をめぐる自治体間財政競争」『財政研究』8, pp251-267.
- 水田健一（2017）「「ふるさと納税」制度とその問題点—寄付金税制のあるべき姿」『名古屋学院大学論集社会科学篇』53（4）, pp57-80.
- 宮崎県総務部市町村課（2018）「平成30年地方公務員給与実態調査、平成30年地方公共団体定員管理について」([https://www.pref.miyazaki.lg.jp/documents/42972/42972\\_20190326161505-1.pdf](https://www.pref.miyazaki.lg.jp/documents/42972/42972_20190326161505-1.pdf)) 2023年1月6日アクセス。
- 安田信之助・小山修平（2016）「地域経済活性化とふるさと納税制度」『城西大学経済経営紀要』34, pp.49-78.
- Bessho, Shun-ichiro and Kimiko Terai（2010）“Competition for private capital and central grants: the case of Japanese industrial parks” *Economics of Governance*, 12（2）,

## 参考文献

- 伊藤修一郎（2002）『自治体政策過程の動態—政策イノベーションと波及』慶應義塾大学出版会。
- 小池拓自（2007）「地方税財政改革と税収の地域間格差—ふるさと納税をめぐる議論を超えて」国立国会図書館 ISSUE BRIEF NUMBER 593.
- 末松智之（2020）「ふるさと納税の返礼率競争の分析」PRI Discussion Paper Series, No.20A-04.
- 高橋勇介・要藤正任・小嶋大造（2019）「ふるさと納税制度の利用者の属性と要因分析—一般的な「寄附」との比較からの検証—」『経済政策ジャーナル』16（1）, pp.14-27.
- 田中宏樹（2009）「育児支援施策をめぐる自治体間

pp135-154.

Yamamura, Eiji, Yoshiro Tsutsui, and Fumio  
Ohtake (2017) "Altruistic and Selfish  
Motivations of Charitable Giving: Case of

the Hometown Tax Donation System in  
Japan," Discussion Paper No.1003, The  
Institute of Social and Economic Research,  
Osaka University.